

---

令和4年度  
指定障害福祉サービス事業者等に対する  
集団指導  
【報酬算定に係る留意事項等について】

令和5年2月  
明石市福祉局生活支援室障害福祉課

---

## 目次

### I 指定障害福祉サービス等事業者各種手続き

1 新規指定申請.....	2
2 変更届出.....	2
3 廃止・休止・再開の届出 .....	3
4 介護給付費等の算定に係る届出.....	3

### II 報酬の算定に関する事項

1 報酬算定上の留意事項 .....	4
2 実地指導における主な指摘事項.....	5
3 その他注意を要する事項.....	11

# I 指定障害福祉サービス等事業者各種手続き

## 【全サービス共通】

### 1 新規指定申請

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日を基本とします。指定申請書類は、事業開始予定日の前々月15日までに持参又は郵送で提出してください。申請に必要な書類及び作成手順については、指定申請のてびきをご確認ください。申請様式は明石市ホームページに掲載しております。

また、事業開始予定日の前々月の1日までに、事前相談の予約を済ませてください（予約がなければ対応できない場合があります）。事前相談の際には、指定申請事前相談シート及び事業予定物件の平面図が必要です。

### 2 変更届出

指定された事業所について、法令で定める事項に変更が生じたときは、その旨を変更のあった日から10日以内に届け出なければなりません。

注 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が不在となる場合は、障害福祉課にご連絡ください。

注 事前連絡が必要な場合は、変更予定日の1か月前までに届出をお願いします。

変更にあたって事前連絡が必要な場合は以下のとおりです。これらの事項を変更する場合は、変更の予定日が決まり次第、障害福祉課にご連絡ください。

- 事業所の所在地を変更する場合（移転）
- 事業所の平面図並びに設備の概要を変更する場合
- 従たる事業所を追加又は移転する場合（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員増加に伴う追加は**指定変更申請**が必要。※指定変更申請は、変更日の前々月15日までに届け出なければなりません）
- 共同生活住居（サテライト型住居含む）を追加又は移転する場合
- 利用定員が増加する場合（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員増加に伴う追加は**指定変更申請**が必要。※指定変更申請は、変更日の前々月15日までに届け出なければなりません）
- 共同生活援助事業の種類を変更する場合
- 短期入所事業の種別を変更する場合

注 **指定変更申請**が必要な場合は、変更日の前々月15日までに届出をお願いします。

**指定変更申請**が必要な場合は以下のとおりです。申請に伴う手続きについては、新規指定と同じ書類が必要になります。

- 指定障害福祉サービス事業者が、「生活介護」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「児童発達支援」「医療型児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の量を増加させるとき（定員が増加するとき）  
※減少させる場合は、指定内容に関する変更には該当しません。
- 指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスの種類を変更または入所定員（施設障害福祉サービスの「施設入所支援」及び「生活介護」に限る。）を増加させるとき  
※入所定員の減少、「施設入所支援」及び「生活介護」以外の施設障害福祉サービスの増加は、指定内容に関する変更には該当しません。

### 3 廃止・休止・再開の届出

廃止・休止する場合は、廃止・休止する日の1月前までに届け出なければなりません。

※指定障害福祉サービス事業者は、事業廃止・休止の際、引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。

※複数サービスを行っている多機能型事業所のうち、いずれかの事業のみを廃止にする場合、残った事業の多機能型の解除、運営規程の変更等の手続きが必要な場合があります。

再開する場合の届出書の提出期限は再開後10日以内ですが、事前に障害福祉課に相談してください。

### 4 介護給付費等の算定に係る届出

#### (1) 通常の加算

ア 算定される単位数が増える場合

毎月15日まで（郵送の場合は必着）…翌月から算定開始

イ 算定される単位数が減る場合、又は算定されなくなる場合

速やかに提出…単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から適用

#### (2) 前年度実績に基づき決定される基本報酬及び加算

4月15日までの提出…4月から算定

※4月16日以降の提出は4月から算定可能ですが、データが反映されていない場合に過誤調整や翌月請求が必要となります。

※就労継続支援A型の基本報酬算定区分に関する届出書類は、算定区分に変更がない場合であっても、毎年度届出が必要です。

#### 【各種手続き及び様式の掲載について】

##### ・障害福祉サービス事業者各種手続き

[https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai\\_fu\\_ka/jigyousyo-sitei/20171128-1.html](https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/jigyousyo-sitei/20171128-1.html)

ホーム > 健康・福祉 > 障害者 > 障害福祉サービス等の事業所指定等について > 障害福祉サービス事業者各種手続き

##### ・障害児通所支援事業者各種手続き

[https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai\\_fu\\_ka/jigyousyo-sitei/jidou-20190121.html](https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/jigyousyo-sitei/jidou-20190121.html)

ホーム > 健康・福祉 > 障害者 > 障害福祉サービス等の事業所指定等について > 障害児通所支援事業の事業所指定等について

## II 報酬の算定に関する事項

### 1 報酬算定上の留意事項【全サービス共通】

- 障害福祉サービス等を提供した際の報酬の額は、報酬告示で示されています。基本報酬及び各種加算について、算定の根拠となる指定基準、報酬告示及び留意事項通知等で算定要件を満たしているか確認してください。
- 加算の算定に際しては、間違いや勘違いによって後々過誤調整による返還等がないよう、事前に報酬告示、留意事項通知及びQ&A等を確認してください。
- 加算については、届出だけでなく、個別支援計画への位置付け、利用者への同意、具体的な支援内容等の記録等が必要な場合があります。要件等を確認の上、根拠となる記録等を保管してください。
- 毎月の請求時にも加算の算定要件を満たすか、必要な支援を実施した記録が適切に保管されているか等、事業者における確認体制が必要です。
- 報酬告示に定められた要件を満たさずに請求した場合は、返還対象となる可能性があります。報酬告示等を十分理解し、算定要件等を把握した上で請求事務を行ってください。

#### 【報酬に係る算定基準】

	報酬告示	留意事項通知
障害福祉サービス等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）	
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号）	
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）	

## 2 実地指導における主な指摘事項

「2 実地指導における主な指摘事項」及び「3 その他注意を要する事項」について、対象となるサービスは、以下のとおりです。

障害福祉サービス：療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援  
 障害児通所支援：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

※具体的取扱いや留意点については、特に注意を要する内容のみ記載しており、全ての算定要件等を説明するものではありません。また、今回説明する項目以外の加算及び減算についても、報酬告示と留意事項通知等の内容をご確認ください。

項目	対象サービス	ページ
個別支援計画未作成減算	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	6
福祉・介護職員処遇改善加算	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	7
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	8
福祉専門職員配置等加算	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	8
欠席時対応加算	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	9
送迎加算	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	9
自己評価未公表減算	就労継続支援 A 型	10
児童指導員等加算加算	児童発達支援、放課後等デイサービス	10
専門的支援加算	児童発達支援、放課後等デイサービス	10
身体拘束廃止未実施減算	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	11
	生活介護	11
延長支援加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	13
	生活介護	11
開所時間減算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	13
	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援	12
人員欠如減算	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	14
	児童発達支援、放課後等デイサービス	13
自己評価結果等未公表減算	児童発達支援、放課後等デイサービス	13
家庭連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	14
事業所内相談支援加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	14

## (1) 障害福祉サービス及び障害児通所支援

### ① 個別支援計画未作成減算

対象サービス：療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

#### 【指摘事例】

- 初回利用日の属する月から1か月を超えても個別支援計画が作成されていない（利用者から同意を得ていない場合も同じ）。
- 個別支援計画作成後、6か月（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練及び就労移行支援の場合は3か月）を過ぎてもモニタリングや計画の見直しを行っていない。

#### 【具体的取扱い】

○次のいずれかに該当する月から解消された月の前月まで、該当する利用者につき減算が適用されます。

(1)サービス管理責任者（障害児通所支援の場合は児童発達支援管理責任者）による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。

(2)指定障害福祉サービス基準又は指定通所基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

○減算の割合

- ・減算適用1月日から2月日 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用3月日以降 所定単位数の50%を算定

## ②福祉・介護職員処遇改善加算

対象サービス：療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援  
※就労定着支援除く

### 【指摘事例】

- 加算金額がサービス管理責任者（障害児通所支援の場合は児童発達支援管理責任者）に充当されている。
- 加算区分に応じたキャリアパス要件の全てを満たしていない。
- 処遇改善計画書の内容を全ての従業者に周知していない。

### 【留意点】

- 当該加算の対象は直接処遇職員に限られるため、法人代表者、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は加算の対象外です（対象職員を兼務する場合であって、常勤換算上勤務時間の算入が認められる場合を除く。）。  
※対象となる職種：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者（令和 5 年 3 月 31 日までに限る。）、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員、賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員、指導員等
- 加算区分に応じたキャリアパス要件を全て満たす必要があります。加算取得の要件となるキャリアパス要件の概要は下記のとおりです。
  - I 職位、職責又は職務内容等の要件及び職務内容等に応じた賃金体系を定めること
  - II 資質向上の目標及び研修機会の提供、資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定すること
  - III 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
- 処遇改善計画書の内容（賃金改善の方法、キャリアパス要件、職場環境要件の内容等を含む）を全ての従業者に周知する必要があります。周知については、全従業者への文書による通知等が考えられますが、各法人・事業所において適切な方法で実施してください。



### ③福祉・介護職員等特定処遇改善加算

対象サービス：療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援  
※就労定着支援除く

#### 【指摘事例】

- 福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず特定加算(I)を算定している。

#### 【留意点】

○特定加算（I）については、配置等要件である福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしている必要があります（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては配置等要件がないため、特定加算の区分は1つとなります。）。年度途中で福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たすことができなくなった場合は、福祉専門職員配置等加算のみならず、特定処遇改善加算の区分を（I）から（II）に変更してください。人事異動等により、資格を有する職員の割合、常勤職員の割合、勤続3年以上の常勤職員の割合が変わる場合は、福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしているかを確認するとともに、特定処遇改善加算の区分も確認してください。

### ④福祉専門職員配置等加算

対象サービス：療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス  
※就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援除く

#### 【指摘事例】

- 従業者の異動や退職等により加算の算定要件を満たしていない。

#### 【留意点】

○加算の対象となる従業者の異動等があった場合は、引き続き算定できるか確認してください。  
○加算の要件を満たさなくなる場合には、速やかに加算の変更の届出をしてください。

- ・福祉専門職員配置等加算（I）  
常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が35%以上
- ・福祉専門職員配置等加算（II）  
常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が25%以上
- ・福祉専門職員配置等加算（III）  
生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

※生活支援員等とは、生活支援員、地域移行支援員、職業指導員又は就労支援員のことをいう。  
児童発達支援及び放課後等デイサービスにあっては、加算（I）（II）においては、児童指導員又は障害福祉サービス経験者（令和5年3月31日まで）、加算（III）においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者（令和5年3月31日まで）のことをいう。

## ⑤欠席時対応加算

対象サービス：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

※療養介護、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援除く

### 【指摘事例】

- 2 営業日より前に欠席の連絡があったにもかかわらず算定している。
- 利用中止の連絡のあった日時、利用者の状況確認、相談援助の内容が記録されていない。
- 1 回の電話で 2 日分（当日、翌日）の欠席連絡を受けた場合に当該 2 日分の加算を算定している。

### 【留意点】

- 当該加算は、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡があった場合に算定できます（暦日ではなく営業日で数えることに注意。）。事前に把握していた欠席については算定できません。
- 利用を中止した日に他の事業所を利用する場合は算定できません。
- 電話等により利用者の状況を確認し、引き続き事業所の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録する必要があります。「風邪のため欠席」等の事実の記録のみでは相談援助の記録とは認められません。
- 例の場合、当該加算を算定できるのは連絡調整等を行った 1 日のみとなります。  
例：11月14日に当日及び翌日の欠席連絡を受けた場合  
（正）11月14日に加算算定  
（誤）11月14日と11月15日に加算算定  
※11月15日は連絡調整等の支援を行っていないため算定できない。

## ⑥送迎加算

対象サービス：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

※療養介護、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援除く

### 【指摘事例】

- サービス提供実績記録票にのみ記録している等、送迎記録を作成していない。
- 利用者ごとに送迎記録を作成していない。
- 居宅以外の場所へ送迎を行う場合に、事前に利用者又は保護者と合意の上、特定の場所を定めたことが確認できない。

### 【留意点】

- 当該加算を算定する場合、算定回数の根拠となる記録（送迎日時、送迎場所等）を利用者ごとに作成しておく必要があります。片道ずつ算定するものであるため、往路と復路を別々に記録してください。
- 居宅以外の場所への送迎については、事前に利用者又は保護者と合意の上、特定の場所を定めておく必要があります。

## (2) 障害福祉サービス

### ① 自己評価未公表減算

対象サービス：就労継続支援 A 型

#### 【指摘事例】

- 算出された評価点が前年度の実績と異なる。
- 算出したスコアの合計点は公表しているが、スコアの詳細について、インターネットの利用その他の方法により、4月中に公表していない。

#### 【留意点】

- 実績に応じた評価点を算出していない場合、基本報酬の算定区分に変更が生じ、返還対象となる可能性があります。
- 算出したスコアの合計点及びスコアの詳細をインターネットの利用その他の方法により公表する必要があります。評価点を公表していない場合は、自己評価未公表減算の対象となります。
- 地域連携活動を実施している場合は、地域連携活動実施状況報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している場合にスコアを算定します。

## (3) 障害児通所支援

### ① 児童指導員等加配加算・専門的支援加算

対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス

#### 【指摘事例】

- 当該加算の対象となる従業者が、給付費の算定に必要となる従業者（基準人員）として勤務する日があり、常勤換算で1名以上配置できていない月に算定している。
- 定員超過している日に、実利用人数に応じた従業者が配置されていないにもかかわらず算定している。

#### 【留意点】

- 当該加算は、人員配置基準に加え従業者を1名以上配置（常勤換算による）する必要があります。
- 給付費の算定に必要となる従業者の員数は、定員ではなく実利用人数に応じて変わるため、定員を超過して受け入れている場合、加算の算定要件を満たすことができない可能性があります。
- 児童指導員等加配加算と専門的支援加算を算定する場合は常勤換算で2名以上の配置が必要です。
- 勤務実績に基づき、算定要件を満たしていない場合は、算定できません。
- 児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士を除く。）を配置している場合、及び、専門的支援加算により理学療法士等（5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。）を配置している場合は、特別支援加算は算定できません。
- 放課後等デイサービスの専門的支援加算では、従事期間に関わらず保育士及び児童指導員は対象外となります。

### 3 その他注意を要する事項

#### (1) 障害福祉サービス及び障害児通所支援

##### ① 身体拘束廃止未実施減算

対象サービス：療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援  
※就労定着支援除く

##### 【留意点】

- 身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない（(1)から(4)のいずれかに該当する）場合に利用者全員について減算となります。ただし、(2)から(4)は令和 5 年 4 月から減算が適用となります。  
※身体拘束等を行っていない場合も、身体拘束等の適正化を図る措置を講じる必要があります。
- (1)やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない。
- (2)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（1年に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていない。
- (3)身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- (4)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。

#### (2) 障害福祉サービス

##### ① 延長支援加算

対象サービス：生活介護

##### 【留意点】

- 当該加算は、運営規程に定める営業時間（サービス提供時間のことをいう。）が8時間以上であり、営業時間（サービス提供時間のことをいう。）の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）に支援を行った場合に算定することができます。

##### ② 開所時間減算

対象サービス：生活介護

##### 【留意点】

- 運営規程に定める営業時間（サービス提供時間のことをいう。）が6時間未満の場合に減算となります。
  - ・サービス提供時間4時間未満 所定単位数の50%を算定
  - ・サービス提供時間4時間以上6時間未満 所定単位数の70%を算定
- 個々の利用者の実利用時間は問いません。例えば、利用者の事情等により実際に利用した時間が6時間未満となった場合、サービス提供時間が6時間以上の場合は、減算の対象とはなりません。
- 1か月のうち、開所時間減算適用日が数日間のみの場合、「開所時間減算あり」で届出を行い、適用日についてのみ「あり」で請求します。

### ③ 人員欠如減算

対象サービス：療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援

#### 【具体的取扱い】

##### (1) サービス提供職員欠如減算

指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人

##### ① 減算の適用期間

- ・ 人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合  
不足の生じた月の翌月から人員欠如が解消された月まで
- ・ 人員基準上必要とされる員数から 1 割の範囲内で減少した場合  
不足の生じた月の翌々月から人員欠如が解消された月まで  
(翌月末日に人員欠如が解消されている場合は除く。)
- ・ 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合  
不足の生じた月の翌々月から人員欠如が解消された月まで  
(翌月末日に人員欠如が解消されている場合は除く。)

##### ② 減算の割合

- ・ 減算適用 1 月日から 2 月目 所定単位数の 70%を算定
- ・ 減算適用 3 月日以降 所定単位数の 50%を算定

##### (2) サービス管理責任者欠如減算

##### ① 減算の適用期間

- ・ 不足の生じた月の翌々月から人員欠如が解消された月まで  
(翌月末日に人員欠如が解消されている場合は除く。)

##### ② 減算の割合

- ・ 減算適用 1 月日から 4 月目 所定単位数の 70%を算定
- ・ 減算適用 5 月日以降 所定単位数の 50%を算定

## (2) 障害児通所支援

### ① 延長支援加算

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

#### 【留意点】

- 当該加算は、運営規程に定める営業時間（サービス提供時間のことをいう。）が8時間以上であり、営業時間（サービス提供時間のことをいう。）の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）に支援を行った場合に算定することができます。
- 延長時間帯に、直接支援業務に従事する者を1名以上配置している必要があります。
- 加算を算定する場合は、延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が個別支援計画に位置付けられていることが必要です。保護者の迎えが遅れたことだけを理由に算定することはできません。

### ② 開所時間減算

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

※放課後等デイサービスは学校の休業日のみ対象

#### 【留意点】

- 運営規程に定める営業時間（サービス提供時間のことをいう。）が6時間未満の場合に減算となります。
  - ・サービス提供時間4時間未満 所定単位数の70%を算定
  - ・サービス提供時間4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定
- 個々の利用者の実利用時間は問いません。例えば、利用者の事情等により実際に利用した時間が6時間未満となった場合、サービス提供時間が6時間以上の場合は、減算の対象とはなりません。
- 1か月のうち、開所時間減算適用日が数日間のみの場合、「開所時間減算あり」で届出を行い、適用日についてのみ「あり」で請求します。

### ③ 自己評価結果等未公表減算

対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス

#### 【留意点】

- 1年に1回以上、以下の手続きのいずれかが適切に実施されていない場合、届出がされていない月から解消された月まで、利用者全員について減算となります。
  - (1)自己評価及び保護者による評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により広く公表すること。
  - (2)自己評価結果等の公表方法及び公表内容について市に届け出ること。

#### ④ 家庭連携加算・事業所内相談支援加算

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援  
※事業所内相談支援加算は保育所等訪問支援除く

##### 【留意点】

- 当該加算は、あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対する相談援助等を行うとともに、個別支援計画への位置付けが必要です。
- 児童発達支援管理責任者が個別支援計画の作成及び見直しに必要な面接やモニタリングを行うために居宅等を訪問することが算定の対象になるものではありません。
- 相談援助等の記録（支援を行った時間、相談内容の要点等）が保管されていない場合は、返還対象となります。
- 家庭連携加算と事業所内相談支援加算を同時に算定することはできません。

#### ⑤ 人員欠如減算

対象サービス：児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）、放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 ※居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については(2)のみ適用される。

##### 【具体的取扱い】

###### (1)サービス提供職員欠如減算

指定通所基準の規定により配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）

###### ①減算の適用期間

- ・人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合  
不足の生じた月の翌月から人員欠如が解消された月まで
- ・人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合  
不足の生じた月の翌々月から人員欠如が解消された月まで  
（翌月末日に人員欠如が解消されている場合は除く。）
- ・常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合  
不足の生じた月の翌々月から人員欠如が解消された月まで  
（翌月末日に人員欠如が解消されている場合は除く。）

###### ②減算の割合

- ・減算適用1月日から2月目 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用3月日以降 所定単位数の50%を算定

###### (2)児童発達支援管理責任者欠如減算

###### ①減算の適用期間

- ・不足の生じた月の翌々月から人員欠如が解消された月まで  
（翌月末日に人員欠如が解消されている場合は除く。）

###### ②減算の割合

- ・減算適用1月日から4月目 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用5月日以降 所定単位数の50%を算定